

IV 結 語

左京三条二坊十五坪遺跡の発掘範囲は、現在までに調査してきた京内の遺跡のなかで広い面積にぞくし、坪の内部の様子を具体的に把握するうえで貴重な資料となる。遺構は8世紀のはじめから始まり、9世紀の初期に至るほぼ100年間にわたっており、その間に大きく4期の改築がみとめられた。そうした十五坪の遺構から導かれるところの古代における宅地の一斑にふれて結語にかえることにしよう。

左京三条二坊十五坪の地は、奈良時代において、平城宮の東南約500mの地点に位置し、東限を二坊大路、南限を三条条間路で画する好地を占めている。すでにのべてきたように、この地は細分されることなく、一坪で班給された家地とみるべきである。理由をかいつまんでいえば、坪を細分する積極的な施設がないこと、中心建物に想定される東西2列の建物が南北2棟で1組になること、さらに坪の内側にある柵で一坪を4区に分けるならば、1区あたりの建物数がきわめて少なくなることなどがあげられよう。また建物のなかには桁行9間の大型建物がふくまれており、一坪の家地にふさわしい。出土遺物には居住者の性格を示す資料は少いが、二彩ないしは三彩陶器が出土することも重要である。藤原京の例では、従五位以下の家地になるが、占地からすれば相当高位の居住者を想定することが可能である。

1坪は面積にして1町2段24歩(1.4ha)といわれる家地の建物配置は、時期によってことなる。A期では外まわりの築地の内寄り約50尺のところを柵(SA870, SA990)を設ける。この柵は完全に四面を包囲するのではなく、処々で途切れるところがあり、一種の目隠し屏的な役割りをはたすようである。柵は周囲に限らず内部にも設けられている(SA961, SA969)。北辺に小規模な建物があること、あるいは東西棟建物でまとまることから、坪の正門は南面にあったことが想定されよう。つまり、三条条間路に沿う築地に門を開き、その内側50尺のところを想定される内柵にも内の門を開いていたのかもしれない。内柵のなかの建物は、東西2群に分かれる。東群には南からSB974, SB980, SB989の3棟があり、西群には南からSB862, SB964, SB868がある。両群のうち、SB974とSB862, SB980とSB864は構造と規模において多少の差があるが、位置関係からみて同種の建物とみてさしつかえなからう。ところが、北方に位置するSB989とSB868とは対応せず、この2棟は機能をことにする別々の建物とみななければならない。また、井戸は東西2群の各々にぞくするのではなく、両群の中間に位置するSE968を共有したとするのが至当である。

奈良時代の宅地内の建物配置を示す文献史料としては、右京七条三坊の「家屋資財請返解案」の家宅が有名。それは次のように記す。

壹區 板倉參字 二字稻積満 一字雜物積
松皮葺板敷屋一□ 板屋一字物在 並父所□

草葺厨屋一字 並在雜物□
板屋三字

主屋である椀皮葺で床を設けた建物を中心に、納屋のような板屋、草葺の厨屋、板倉などを配置するのである*。この例によれば、廂がつきおそらく床を設けたであろうSB980、SB864が主屋であり、その南のSB974、SB862も主屋に準じる副屋することができよう。副屋に比定しうる2棟の南にのこる未発掘部分については、各々いま1棟の建物を建てる余地はあるが、内柵の門の内に中庭のような空間をかながえれば、建物がなくてもよい。それぞれの機能を限定できないが、北方のSB989とSB868は厨屋ないしは納屋のような建物であろう。このように、十五坪の内には主屋と副屋とが東西に2組配置され、厨屋と納屋、井戸は1組になり、厨屋などの雑舎を共有する2家族の居住が予測できる。全体としては1戸であり、戸主の家族とその属下の家族とが同居しているのであろう。発掘範囲内では、稲倉などに比定される小建物はなく。未発掘部分の内柵外に設けられたのであろうか。

B期、つまり8世紀の中ごろに改作がなされる。この場合、東群のSB987がSB980の後身建物、西群のSB869がSB864の後身建物とすれば、SB974とSB861の南側に1棟の建物が予想される。要するに主屋と副屋についてはA期の建物をさけて建たようである。それに対し、SB964、SB962などの雑舎は北方から中央に移動する。井戸に近く機能的な面からの配慮であろうか。また、主屋に限るようだが、瓦葺になるのもこの時期からである。B期においてもA期における建物配置の原則は継承されており、1戸の構成も大きく変わっていない。

8世紀末のC期以降、十五坪は東西に2分され、西半分には建物が建てられていない。B期とC期とでは建物配置がことなり、居住者の変化も想定しうる。それがちょうど長岡京遷都の時期に見合う点も注目されよう。C期のSB986、D期のSB970はそれぞれ主屋をなしており、背後に数棟の雑舎を建てる。しかし、敷地の範囲についてはいま一つ判然としないところがある。ともあれ、平城京遷都後もこの地が家地として利用されたことが重要であり、こうした平安時代初期の遺構は平城宮内にとどまらず、京の北域の処々においてみとめられる。つまり、平安時代初期においても、かつての坊内に居住地を確保し、建物を建てうる勢力が残存していたのであり、かの平城上皇の平城遷都の試みは観念的なものでなく、それを支える勢力が依然として旧都に存在したことを示しているようでもある。

*この唐招提寺文書は、従来京のなかで離れたところに家地を所有した資料とされてきた『大日古文書』編年第6冊P.119、『寧楽遺文』中巻P.634、関野 克「古文書による奈良時代住宅建築の研究」建築学会大会論文書。

1938年、P.186)。問題の「在左京七一坊」は『唐招提寺史料』第一では「在右京□□」と読まれており、「某姓△甲」の父母の家地は他と同様に右京七条三坊と推測するほうがよい。

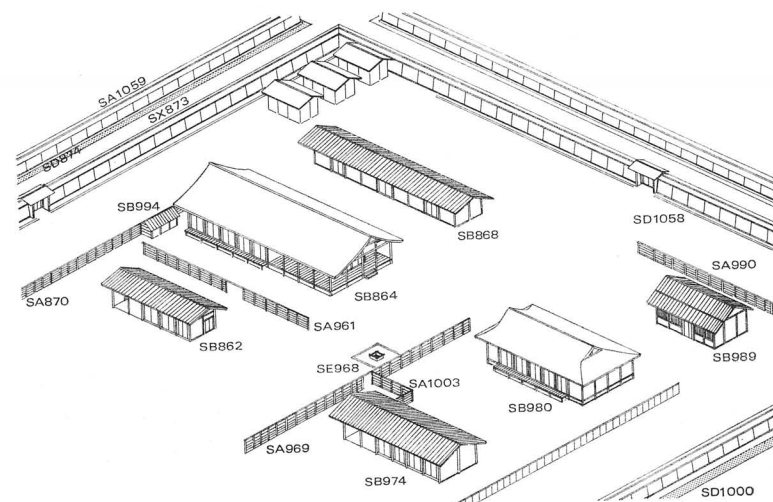


fig. 36 十五坪A1期建物復原図